

受け方が変わります!!

大きく3つの方法に分かれます

(他の法律による健診との調整や保険未加入者の対応は別途ありますが、省略します)

の人

に加入されている人

なります。
は特定健診を



す

指導が実施されます

管理栄養士・看護師など
して実施します

、あすてらすで受診できます

社保の人

健保・共済・政府管掌保険などに加入されている人

自分が加入している保険による健診になります。

40歳から74歳までの加入者は特定健診を

必ず受けることになります

● 受診案内や各種連絡

加入している保険が直接受診案内等を行います

● 受診場所

加入している保険が指定する場所になります

健診結果による保健指導が実施されます

加入している保険が、医師・保健師・管理栄養士・看護師など
専門家に依頼して実施します



がん検診等は、今までどおり、あすてらすで受診できます

のねらいは

健診・保健指導を徹底して、病気になることを予防しようとするものです

医療との関係です

重症化・合併症

を起こし、

死亡・要介護

になってしまう

- ・心疾患
(心筋梗塞、狭心症)
- ・脳血管疾患
(脳出血、脳梗塞)
- ・糖尿病による人工透析
- ・網膜症による失明



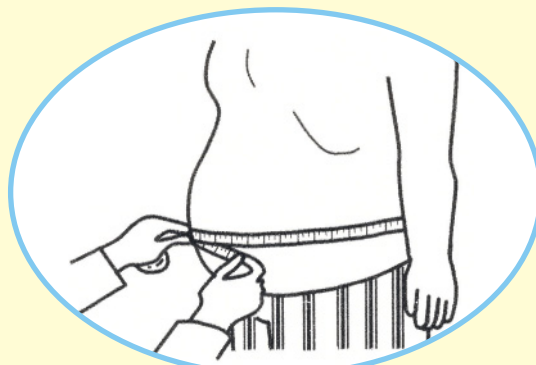
- ・死亡
- ・要介護

自分も困る・家族も困る・医療保険も困る段階

メタボリックシンドロームとは

内臓脂肪型肥満状態のこと。

この内臓脂肪型肥満の状態の中に、高血圧・脂質異常・高血糖という危険因子が多くみられ、将来の病気のもとになるから、これを早い段階で改善しようとするものです



とですね!

平成20年度 今年から健診の

従来の老人保健法が廃止され、
新しい「高齢者の医療の確保に関する法律」により、健診の受け方が **大**

75歳以上の人

75歳以上の方は、福岡県後期高齢者医療広域連合に
加入することになります

福岡県後期高齢者医療広域連合という新しい保険による健診になります。
希望する人が受診します。

● 受診案内や各種連絡

後期高齢者医療広域連合が直接受診案内等を行います

● 受診場所

後期高齢者医療広域連合が指定する場所になります

健康相談等は市で行います
市の健康課の保健師等に相談できます

がん検診等は、今までどおり、あすてらすで受診できます



国保

小都市国民健康保険

小都市国民健康保険による健診に
40歳から74歳までの加入者
必ず受けることになります

● 受診案内や各種連絡

市が、直接、受診案内等を行います

● 受診場所

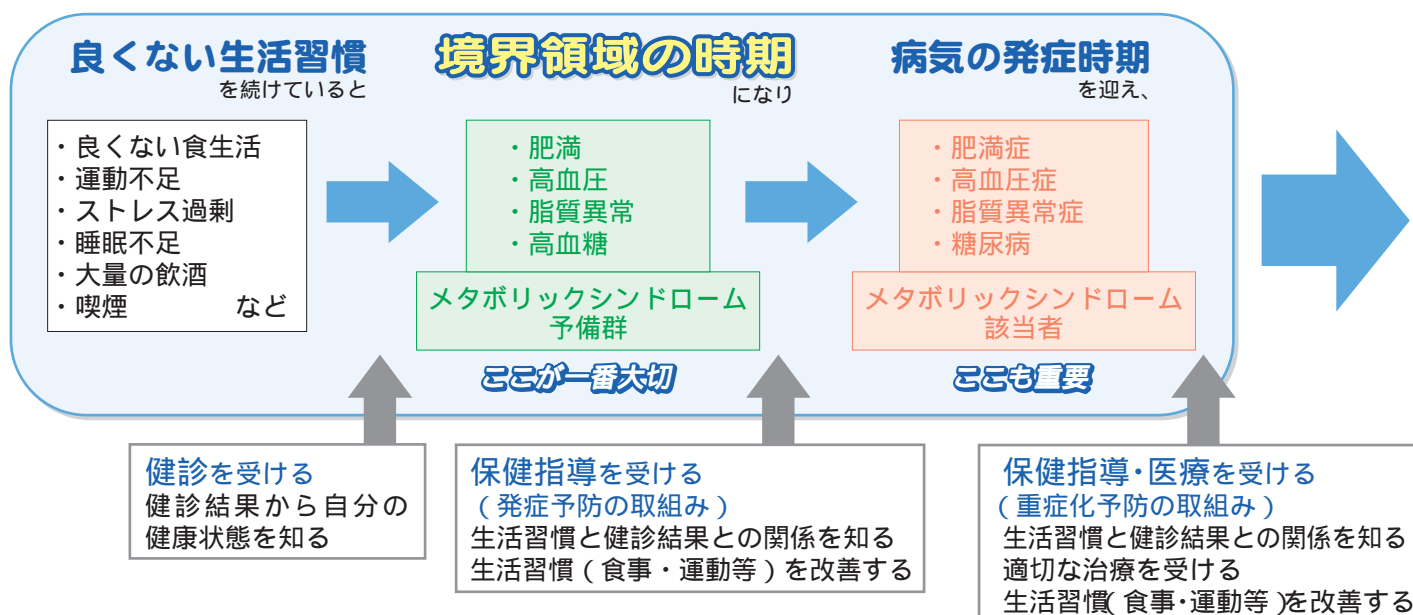
市が指定する場所になります

健診結果による保健
市が、医師・保健師・
専門家に依頼

がん検診等は、今までどおり

法改正の一番

40歳から74歳までの人を対象に
メタボリックシンドロームの考え方を使って **境界領域の時期** に
下の図は発症予防・重症化と死亡等の流れと健診・保健指導・



※まず、健診を受け、自分の健康状態を知ること、これが **とても** 大切というこ